

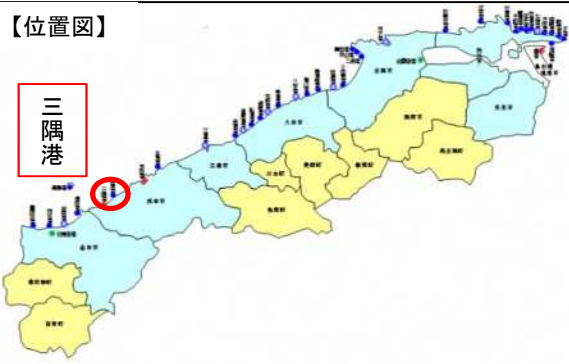
島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和 6 年 5 月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
9	(事業名・地区) 三隅港海岸 湊浦地区 海岸侵食対策事業 (事業位置) 浜田市三隅町 (事業費) 2,611,000 千円 (事業概要) 離岸堤(潜堤) 5 基 突堤(潜突堤) 1 基 養浜 16,000m³ (事業主体の根拠) 海岸法第 5 条第 3 項 (再評価区分) ④再評価実施後 5 年を経過している継続中の事業 (担当部課名) 土木部港湾空港課	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:2000(H12)年度 工事着手年度:2000(H12)年度 完了予定年度:2029(R11)年度 経過年数: 24 年 (進捗状況と今後の見込み) 進捗率: 90% 完了 離岸堤(潜堤) 3 基 突堤(潜突堤) 1 基	(事業導入の経緯・目的) 当海岸は、かつては「田の浦海岸」と呼ばれ、美しい砂の海岸線を有し県内有数の海水浴場として親しまれてきた。 しかし、昭和 60 年頃から海岸の侵食が始まり、砂浜の後退により、越波や護岸の崩壊などの被害が発生するようになった。 このため、侵食被害から海岸背後の財産および国土を保全することを目的とし、平成 12 年度から海岸保全施設の整備を行っている。 (事業を取り巻く社会情勢) 特になし (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 過去に失われた砂浜の復元は事業採択時点から変わらず地元の悲願である。 当海岸では既設の護岸が高波により崩壊する災害が度々発生しており、事業の早期完成が望まれている。	(費用対効果) b / c = 1.15 (コスト削減・代替案等) 養浜については、港内の浚渫土を流用し、コスト削減を図る計画としている。 (その他の効果) 特記事項なし	(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり ・個別配慮事項 捨石について付着するダストを水で洗浄することにより、粉じんの発生、飛散の防止及び海の濁りの低減に努めている。 (事業を中止した場合の影響) 現在、離岸堤（潜堤）3 基及び突堤（潜突堤）1 基が完成しており、海岸線全体から見ると汀線の前進が見られる箇所があるものの、砂浜の復元は不完全な状態である。事業を現段階で中止すれば侵食が進行し護岸などの施設が被災し、背後の民家や JR 山陰本線及び、市道などのインフラに悪影響を与える可能性がある。	(方針案) 継続 (継続・中止の理由) 整備の必要性が高く、効果も認められることから事業を継続する。

三隅港海岸 湊浦地区 海岸侵食対策事業

【位置図】



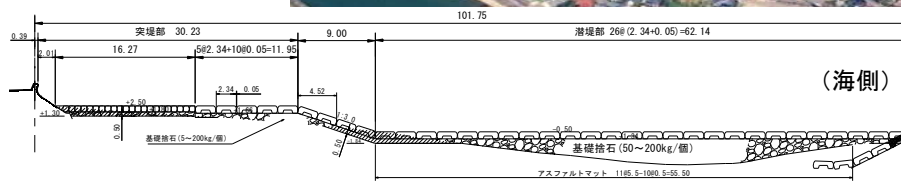
【事業の概要】

当海岸は、かつては「田の浦海岸」と呼ばれ、美しい砂の海岸線を有し県内有数の海水浴場として親しまれてきたが、昭和60年頃から海岸の侵食が始まり、砂浜の後退により、越波や護岸の崩壊などの被害が発生するようになった。
このため、侵食被害から海岸背後の財産および国土を保全することを目的とし、平成12年度から海岸保全施設の整備を行っている。

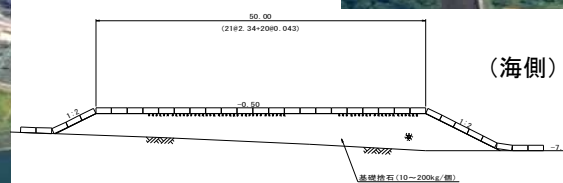
令和5年7月21日撮影



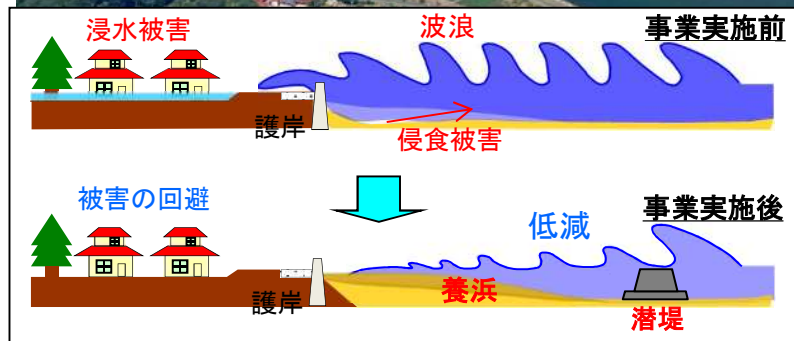
【突堤(潜突堤)縦断面図】



【離岸堤(潜堤)標準断面図】



- ・事業費: 2,611百万円
- ・進捗率: 90%(R6d当初まで)
- ・事業期間: H12d~R11d
- ・工種: 離岸堤(潜堤) N=5基
突堤(潜突堤) N=1基
養浜 V=16,000m³



離岸堤(りがんてい): 沖合から押し寄せる波の力を弱め、海岸の侵食を防止するとともに、砂の堆積を促す。

養浜(ようひん): 侵食傾向にある海岸線に砂を寄せて砂浜を造成すること。

突堤(とつてい): 海岸線と直行方向に沖合に向けて設けられる堤防状の構造物



平成23年9月 台風12号により被災

費用便益比分析の結果

① 費 用

	事業費	維持管理費	合計	
基準年	令和6年度			
単純合計	24.29億円	6.07億円	30.36億円	税抜き
基準年における 現在価値(C)	43.61億円	2.14億円	45.76億円	税抜き

② 便 益

	侵食防護	浸水防護	残存価値	合計
基準年	令和6年度			
供用年	令和12年度			
単年便益 (初年便益)	0.68億円	11.76億円	2.83億円	15.26億円
基準年における 現在価値(B)	11.93億円	40.49億円	0.33億円	52.74億円

③ 結 果

費用便益比(B／C)	1.15
経済的純現在価値(B－C)	6.98億円
経済的内部収益率(EIRR)	4.29%

注)費用及び便益の合計は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

環境配慮事項 一覧【島根県環境配慮指針を準用】

番号 9

		関連する項目	配 慮 時 期			『環境への配慮』 取組シート	三隅港海岸 湊浦地区 海岸保全対策事業
			調査計画	設 計	実 施		
基本目標	1. 環境への負担の少ない循環型社会の構築						
個別配慮目標	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。						
個別配慮事項	大気汚染物質の排出の回避・低減						
	1) 地域住民の日常生活サイクルを十分考慮した計画的な工事工程及び車両の運行に努める。			○	○		
	2) 迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保に努める。			○	○		
	3) 工事の集中を避け、平準化に努める。			○	○		
	4) 建設機械の稼働の分散化、稼働時間の短縮化に努める。				○		
	5) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。	3(1)1)			○	共通	○
	6) エコドライブ運動（急発進、急加速を避け、駐車時にはアイドリング・ストップをするなど環境に配慮した運転運動）の推進に努める。			○	○		
	7) 建設機械及び工事用車両の点検・整備の徹底に努める。	3(1)4)			○	共通	○
	8) 良質な燃料(軽質軽油や低硫黄軽油等)の使用に努める。(工事用車両)				○		
	粉じんの発生、飛散防止						
	1) 1) 広範な裸地出現防止のための段階的な工事工程を検討する。			○	○		
	1) 2) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。	1(2)4),3(1)5)		○	○	共通	
	1) 3) 車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理に努める。			○	○		
	1) 4) 防塵シート等の設置や散水に努める。				○	個別	○
個別配慮目標	(2)きよらかで豊かな水環境を確保します。						
個別配慮事項	水質汚濁の回避・低減						
	2) 雨季における大規模な土工工事の回避に努める。				○		
	3) 工事の各段階での調整池(沈砂池)の設置及び適切な管理に努める。			○	○	共通	
	4) 切土法面等の速やかな芝張り、植栽等に努める。【再掲】	1(1)12),3(1)5)		○	○	共通	
	5) 造成地からの雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。			○	○	共通	
	水循環の確保						
	6) 雨水の地下浸透等による水循環の維持・回復に努める。(浸透側溝、浸透枳の設置、透水性舗装の採用など)		○	○	○		
	7) 樹木伐採などによる保水機能の低下の回避に努める。			○	○		
	8) 地下水を保全する。		○				
個別配慮目標	(3)安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します。						
個別配慮事項	土壌汚染の回避・低減						
	1) 土地の履歴調査により汚染物質の有無の把握に努める。		○	○			
	2) 鉱山跡地等重金属等の影響が認められる地域の土地改変の回避に努める。		○	○			
	3) 地盤沈下対策を図る。		○	○	○		
	4) 工事による地下水脈阻害の回避に努める。		○	○	○		
	5) 現存する表土や植生の保全に努める。		○	○	○		
	6) 生活環境の保全に努める。		○	○			
個別配慮目標	(4)静かで安らぎが感じられる生活環境を確保します。(騒音・振動、悪臭、電波・日照障害)						
個別配慮事項	騒音・振動の回避・低減						
	3) 早朝や夜間の建設機械等の稼働・運搬回避のため、工事実施時間帯の調整に努める。				○		
	5) 低騒音、低振動型建設機械の使用に努める。			○	○	共通	○
	8) 仮囲(防音柵)や防音シートの設置に努める。			○	○		
	9) 消音マフラー、防音カバーの設置に努める。			○	○		
	1) 1) 防音壁の設置に努める。			○	○		
	悪臭の発生防止						
	電波障害、日照障害の防止						
	1) 8) 工事の施工に伴う電波障害、日照障害の防止に努める。			○	○		
個別配慮目標	(5)化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します。						
個別配慮事項	有害化学物質の回避・低減						
	1) 工事の実施に当たっては、P C B廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認してから行う。				○		
	2) P C B 廃棄物の処理方法が確立されるまでの保管は、「廃掃法」に定める基準に従い適正な保管に努める。				○		
	3) 廃棄物の焼却処理は、「廃掃法」に定める許可施設（廃棄物焼却施設）で行う。				○		
	4) スラッグの処理は、適正施設で処理を行う。				○		
個別配慮目標	(6)環境への負荷の少ない"ごみゼロ社会"を目指します。						
個別配慮事項	廃棄物の発生抑制						
	1) 建設副産物の発生量抑制に努める。(公共工事間での利用促進、情報交換システムの活用等)	3(1)8)		○	○	共通	
	2) 現況地形を活かし、造成土量の抑制に努める。		○	○		共通	
	3) 汚泥の減量化に努める。			○	○		
	4) 梱包材等、容器、包装廃棄物の発生抑制に努める。			○	○		
	5) 建設発生土の有効利用に努める。			○	○	共通	
	6) 植物廃材の有効利用に努める。			○	○	共通	
	7) 建設副産物の有効利用に努める。	3(1)9)		○	○	共通	
	8) しまねグリーン製品を活用する。	3(1)10)			○		
	廃棄物の適正な処理						
	9) 廃棄物の分別収集の徹底と適正処理に努める。				○		
	1) 0) 建設残土への廃棄物の混入回避に努める。				○		
	1) 1) 工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。				○		

環境配慮事項 一覧【島根県環境配慮指針を準用】

番号 9

		関連する項目	配 慮 時 期			『環境への配慮』 取組シート	三隅港海岸 湊浦地区 海岸侵食対策事業
			調査計画	設 計	実 施		
	2. 人と自然との共生の確保						
個別配慮目標	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。						
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握						
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。		○			共通	
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の改変の回避						
	3) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変の回避に努める。		○	○		共通	
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化						
	5) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の改変が回避できない場合は、影響の低減に努める。		○	○	○	共通	
	6) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。		○	○	○		
	7) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。		○	○	○		
	8) 照明による野生動植物への影響の低減に努める。		○	○	○		
	9) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			○	○	個別	○
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出						
	1 0) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。		○	○	○	共通	
	1 1) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。		○	○	○		
	1 2) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。		○	○	○	共通	○
	1 3) 自然とのふれあいの場の確保に努める。		○	○	○		
個別配慮目標	(2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。						
個別配慮事項	優れた景観の維持・形成						
	2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。		○	○			
	景観の統一性への配慮						
	4) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。		○			共通	
	5) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。			○		共通	○
	7) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感のある樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。			○	○		
	8) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。				○		
	公共事業の相互間の調和						
	9) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。		○	○	○		
基本目標	3. 地球環境保全の積極的推進						
個別配慮目標	(1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。						
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減						
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】	1(1)5)		○	○	共通	○
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】	1(1)7)			○	共通	○
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。	1(1)12),1(2)4)	○	○		共通	
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減						
	6) 自然エネルギー活用の推進に努める。		○	○		共通	○
	7) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。			○		共通	
	8) 建設副産物の発生量抑制に努める。【再掲】	1(6)1)		○	○	共通	
	9) 建設副産物の有効利用に努める。【再掲】	1(6)7)		○	○	共通	
	1 0) しまねグリーン製品を活用する。【再掲】	1(6)8)			○	共通	

凡例

	対象外の項目
--	--------

『環境への配慮』の取組シート

2. 個別の配慮事項

事業名：海岸侵食対策事業

地区名：三隅港海岸 湊浦地区

	基本目標	個別配慮目標	個別配慮事項	対策内容
①	1. 環境への負担の少ない循環型社会の構築	(1)さわやかで心地よい大気環境を確保します。	1 4) 防塵シート等の設置や散水に努める。	・ 捨石について付着するダストを水で洗浄し、粉じんの発生、飛散を防止 
②	2. 人と自然との共生の確保	(1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。	9) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。	・ 捨石について付着するダストを水で洗浄し、海の濁りを低減 